

静岡県

国連携新型コロナウイルス感染症対応貸付

制度概要

県制度融資で国と連携した

無利子・無担保・据置最大5年融資を開始します。

あわせて、信用保証（セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証）の**保証料をゼロ**にします。

対象要件

個人事業主、小・中規模事業者で、**セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証のいずれかを活用**し、以下の要件を満たせば、保証料・利子の減免を行います。

	売上高▲5%	売上高▲15%
個人事業主 (事業性あるフリーランス含む、小規模のみ)	保証料ゼロ・金利ゼロ	
小・中規模事業者 (上記除く)	保証料0.425% 金利 1.90%	

融資条件

- 融資限度額：3,000万円
- 融資期間：10年以内（うち据置期間5年以内）
- 利子補給率：1.90%（当初3年間）^{*}
- 融資利率：**0.00%（当初3年間）**^{*} 4年目以降 1.90%
- 信用保証料：ゼロ^{*}又は0.425%（経営者保証無しの場合は0.525%）

^{*}上記、対象要件を満たした場合

裏面をよくあるお問合せにお答えします。

よくあるお問合せ



売上高減少要件はどのように判断しますか？

売上高減少要件は、セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証の適用要件と連動しておりますので、各市町にて

セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証
いずれかの認定書を取得 してください。



申請に必要な書類を教えてください。

- ① 県の定める**制度融資申込書（様式第1号）**
- ② **市町認定書**（セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証のいずれか）
- ③ **金融機関必要書類**
- ④ **保証協会必要書類**

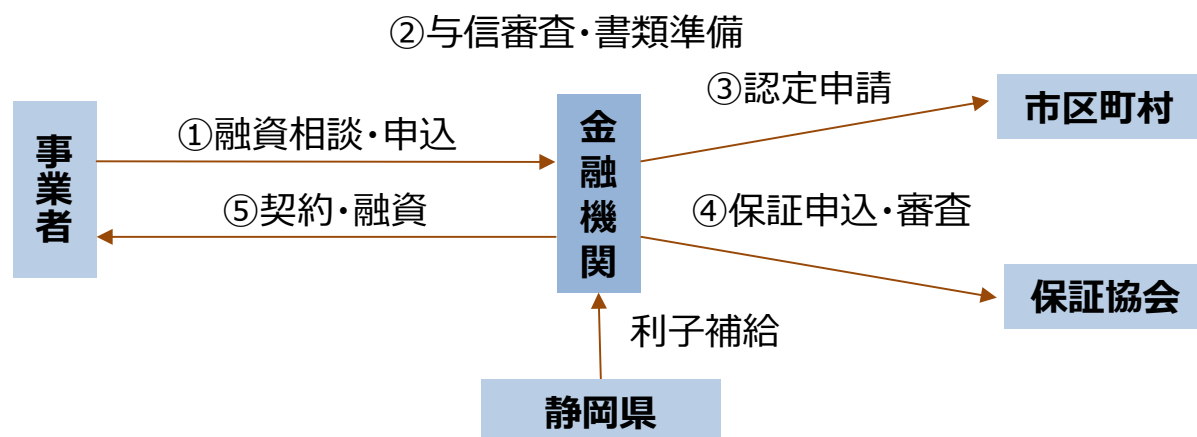
※詳細については、各金融機関へご相談ください。



申請の流れはどのようになりますか？

以下のような流れとなります。

まずは**お取引のある又は最寄りの金融機関にご相談**ください。



- ◆ 申込窓口・問合せ先 ◆
- ・ 県内各取扱金融機関
- ・ 静岡県経済産業部商工金融課（054-221-2513）

